

(2) 報告事項 ① 栃木市運賃協議会の結果報告について

栃木市運賃協議会の結果報告について（蔵タク運賃の改定）

1. 協議事項等

(1) 議題

蔵タク・ふれあいバス乗継制度の見直し（廃止）に伴う蔵タク運賃の改定について

(2) 協議内容

ア 運賃改定の理由等

蔵タク運賃が割引となる蔵タク・ふれあいバス乗継制度の見直し（廃止）に伴い、運賃の改定を行うものです。

なお、住民、利用者等に意見聴取を行った結果、意見等はありませんでした。

イ 見直しに伴う運賃改定

現行の旅客運賃区分の内、バス乗継拠点施設への送迎（乗車地区及び隣接地区内に限る）を廃止します。

【現行運賃】

旅客運賃

区分	普通運賃
一般(中学生以上)	400 円
障がい者及び障がい者と同乗し介護する方	200 円
3 歳から小学生	200 円
バス乗継拠点施設への送迎 (乗車地区及び隣接地区内に限る)	100 円
3 歳未満	無料

【改定後】

旅客運賃

区分	普通運賃
一般(中学生以上)	400 円
障がい者及び障がい者と同乗し介護する方	200 円
3 歳から小学生	200 円
3 歳未満	無料

ウ 運賃改定予定日

令和 8 年 1 0 月 1 日

2. 委員

【順不同・敬称略】

委員区分	所属	氏名
1号委員(運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者)	※別添1号委員名簿のとおり	
2号委員(国土交通省関東運輸局 栃木運輸支局)	関東運輸局栃木運輸支局	諏訪 和義
3号委員(住民又は利用者を代表する者)	栃木市地域公共交通会議委員	柳田 和子
4号委員(栃木市)	栃木市生活環境部	茅原 節子

※運賃協議会は、独占禁止法への抵触を防ぐ趣旨で設置されたものです。会議にあたっては、国土交通省の指導により、議題ごと、当該運賃及び料金を定めようとする運行事業者ごとに協議を行うこととされています。

3. 協議結果

承認

令和7年度栃木市運賃協議会1号委員(運賃及び料金を定めようとする
一般乗合旅客自動車運送事業者)名簿

議題 蔵タク・ふれあいバス乗継制度見直し(廃止)に伴う蔵タク運賃の改定
について

【敬称略・順不同】

区 分	所 属	氏 名
1号委員	千代田タクシー有限会社	中里 ちはる
1号委員	栃木合同タクシー株式会社	奈良部 三男
1号委員	有限会社大平タクシー	布川 友幸
1号委員	藤岡タクシー株式会社	唐津 了三
1号委員	有限会社都賀タクシー	中荒井 均
1号委員	株式会社新交通	高田 剛志
1号委員	岩舟タクシー株式会社	唐津 了三
1号委員	安全タクシー有限会社	奈良部 三男

(2) 報告事項 ① 栃木市運賃協議会の結果報告について

栃木市運賃協議会結果報告について（運賃協議会の開催を要しない軽微な事案）

1. 協議事項等

(1) 議題

運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について

(2) 協議内容

ア 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定める理由等

令和5年10月に道路運送法(以下「法」という。)が改正され、法第9条第4項の規定により、運賃等については地域公共交通会議とは別の協議会(以下「運賃協議会」という。)を開催し協議しなければならないこととなりました。

本市では、栃木市運賃協議会設置要綱に基づく運賃協議会を設置し、運賃等について協議することとしています。国土交通省より、運賃協議会の開催にあたり関係者の事務手続きの負担を軽減し生産性向上を図る観点から、運賃協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方が示されたため、運賃協議会の開催を要しない軽微な事案を定め、運賃協議会の開催を合理化するものです。

なお、住民、利用者等に意見聴取を行った結果、意見等はありませんでした。

イ 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案

(1) 協議運賃を適用する路線(系統)において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合(競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。)でも、運賃額に変更がない場合。

(2) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

(3) 新たな決済手段を追加する場合

2. 委員

【順不同・敬称略】

委員区分	所属	氏名
1号委員(運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者)	※別添1号委員名簿のとおり	
2号委員(国土交通省関東運輸局 栃木運輸支局)	関東運輸局栃木運輸支局	諏訪 和義
3号委員(住民又は利用者を代表する者)	栃木市地域公共交通会議委員	柳田 和子
4号委員(栃木市)	栃木市生活環境部	茅原 節子

※運賃協議会は、独占禁止法への抵触を防ぐ趣旨で設置されたものです。会議にあたっては、国土交通省の指導により、議題ごと、当該運賃及び料金を定めようとする運行事業者ごとに協議を行うこととされています。

3. 協議結果

承認

令和7年度栃木市運賃協議会1号委員(運賃及び料金を定めようとする
一般乗合旅客自動車運送事業者)名簿

議題 運賃協議会の開催を要しない軽微な事案について

【敬称略・順不同】

区 分	所 属	氏 名
1号委員	関東自動車株式会社	塩田 和也
1号委員	蔵の街観光バス株式会社	琴寄 敦子
1号委員	富士観光バス株式会社	神山 理恵子
1号委員	T C B観光株式会社	佐橋 直人
1号委員	株式会社ティ・エイチ・エス	佐山 和章
1号委員	千代田タクシー有限会社	中里 ちはる
1号委員	栃木合同タクシー株式会社	奈良部 三男
1号委員	有限会社大平タクシー	布川 友幸
1号委員	藤岡タクシー株式会社	唐津 了三
1号委員	有限会社都賀タクシー	中荒井 均
1号委員	株式会社新交通	高田 剛志
1号委員	岩舟タクシー株式会社	唐津 了三
1号委員	安全タクシー有限会社	奈良部 三男